

令和6年度 地域計画の作成に関する方針

令和6年4月
栃木県農政部生産振興課

1 基本的な考え方

令和5年4月から、県内全市町の人・農地プランを実質化した全ての地域について、市町、関係機関・団体とともに、令和7年3月末までの地域計画の策定を推進し、現在、全市町において、地域の状況に応じた取組が進められている。

今年度は、地域計画が確実に策定されるよう、推進を継続するとともに、策定後は農地の貸借制度が大きく変更されることから、農地の権利設定の手続きを円滑に進めるための体制を整備する。

2 令和6年度の推進ポイント

(1) 地域の話合いに基づく地域計画の円滑な作成支援

限られた期間の中で、十分な話合いにより地域計画を効率的に作成する必要があることから、県、市町及び関係団体は、県段階及び市町段階でそれぞれの役割に基づき、一体となって地域における取組を支援する。

(2) 地域計画策定に伴う新たな農地の貸借制度への対応

地域計画策定後の令和7年4月1日以降、農地の権利設定は農地バンク法に基づく促進計画に統合されることから、現場の混乱を防ぐため、農業者への周知徹底を図るとともに、変更後の事務手続きに対する関係機関・団体の理解を促進し、制度の速やかな移行を推進する。

3 令和6年度の具体的取組

(1) 市町段階の推進チーム

主 体 名	実施時期	取 組 内 容
共 通	4～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関は、「地域計画」を作成していくため、所有する情報を積極的に提供し、必要な情報を共有 ・それぞれが主体的な取組を行うほか、地域の話合いに積極的に参加し、将来の地域農業について合意形成等を支援 ・地域計画の実行に向け、市町、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区及び県などの関係機関が連携しながら、準備を進める。 <p>【促進計画関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域計画策定後の農用地の貸借制度変更に係る農業者への周知
市 町	4月 4～3月 4～12月 1～3月 (1月) (1月) (2月) (3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・推進チームによる推進体制及びスケジュールの作成 ・地域ごとの工程表管理 ・地域協議の開催及び地域協議に基づく合意形成の促進、地域計画案の作成 (地域計画策定推進緊急対策事業の活用を含む) ・地域計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・協議結果のとりまとめ・公告 ・地域計画(案)の関係機関への意見聴取 ・地域計画(案)の公告・縦覧 ・地域計画の策定・公表 <p>※(別紙)地域計画策定手引き及び基本スケジュール(案)参照</p> <p>【促進計画関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度以降の促進計画事務執行体制の整備
農業委員会事務局	4～3月 ～12月 (1月) ～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員・農地利用最適化推進委員への活動推進・働きかけ(地域協議の役割、推進等実践活動への取組啓発) ・目標地区の素案作成、市町への提出 ・地域計画(案)の意見聴取の場への参加 ・市町と連携による目標地区の作成支援 <p>【促進計画関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集積計画による農用地の貸借期間が満了を迎える農業者へ

		の貸借制度変更に係る周知
市町農業公社・農地バンク業務委託先 (機構集積協力員)	4～3月	・協議の場への参画、意見集約・農地利用調整等の支援
	4～3月	・市町農業公社の取組及び農地バンク事業全般の情報提供
	4～3月	・地域内の農地バンク活用状況や広域的に活動する担い手に関する情報提供
	(1月)	・地域計画(案)の意見聴取の場への参加
	7月～	【促進計画関係】 ・地域計画策定後の農用地の貸借制度変更に係る農業者からの相談への対応
農業協同組合 (本店・地区営農経済センター)	4～3月	・関係機関と連携した地域計画の作成及び取組の推進
	4～3月	・協議の場への参加支援
	4～3月	・地域の振興作物に関する情報提供
	(1月)	・地域計画(案)の意見聴取の場への参加
土地改良区	4～3月	・各改良区組織を活用した周知活動・協議の場への参加呼び掛け
	4～3月	・改良区役職員による協議の場への参加
	4～3月	・土地改良事業実施地区における農地集積・集約化に関する情報提供、目標地区の作成協力
	(1月)	・地域計画(案)の意見聴取の場への参加
農業振興事務所	4～3月	・市町進捗状況及び課題の把握、関係者への共有 ・所内支援体制の整備、市町の作成推進に向けた助言・支援の実施 ・地域計画策定推進緊急対策事業による支援 ・協議の場への参加支援及び各種施策・取組事業等に関する情報提供 ・地域の振興作物に関する情報提供 ・広域的な営農を行う担い手の情報提供 ・土地改良事業に係る計画の情報提供 ・各種事業推進地区(とちぎ広域営農モデル地域、圃場整備推進地区)における重点支援 【促進計画関係】 ・各種研修会等を活用し農用地の貸借制度変更に係る農業者への情報提供

(2) 県段階の関係団体

主 体 名	実施時期	取 組 内 容
共通	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な進捗状況の確認、課題に応じた対策等の検討 ・ 優良事例の収集・共有
	6月～	<p>【促進計画関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域計画策定後の農用地の貸借制度変更に係る農業者への周知
農地バンク	4月～ (1月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構集積協力員、農地相談員等による地域計画協議参加支援 ・ 地域計画（案）の意見聴取の場への参加
	6月	<p>【促進計画関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度以降の促進計画事務処理手続き等の関係機関・団体に対する説明会の開催
	11月～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構集積協力員のスキルアップ及び促進計画手続き習得のための研修会の開催
(一社) 栃木県 農業会議	5～9月 4月～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員等への研修実施（新任委員を含む） ・ 目標地区作成支援 ・ サポートシステム操作研修会の開催
	6月～	<p>【促進計画関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会担当者を対象とした農用地の権利設定に係る研修会の開催
	6月～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員等への周知
JA中央会	4月～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営農農政部課長会議等を活用した地域計画関係情報の提供及び地域協議への参加呼びかけ
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落営農会計研修会における担い手への情報提供
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落営農法人組織交流会における担い手への情報提供
県土連	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員（各土地改良区）への地域協議・研修会等への参加呼び掛け ・ 所持データを活用した目標地区作成支援（受託）
県 (生産振興課 及び各課)	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町進捗状況及び課題の把握 ・ 優良事例の収集、紹介
	4月～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度地域計画の作成に関する方針の周知
	4、8、11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興事務所担当者会議の開催
	5、9、12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町同士の意見交換の場の開催（数回）

	4月	・関係機関担当者を対象にしたファシリテーション研修会の開催
	6月～	(その他) ・農地転用等に係る地域計画の取扱いについての通知の発出

(別紙)

地域計画策定手引き

1 趣旨

地域協議のとりまとめから、地域計画の策定・公表までのポイントを整理し、令和7年3月末策定に向けた手引きとする。

2 工程のポイント

(1) 地域協議（最終協議）

- 市町は、目標地図（素案）を含む地域計画（案）を示し、参加者からの意見を聴取します。参加者からの意見を参考に、市町が地域計画（案）の修正を行うとともに、関係機関の意見や、縦覧により徴した意見を反映した上で、計画の策定・公表を行っていく旨を説明しましょう。
- 地域計画（案）の作成前に地域協議を終了する場合は、地域の合意形成に配慮し、地域計画（案）の公告・縦覧までに地域説明会を開催して、地域計画（案）に対する農業者の理解を促進しましょう。

【確認事項等】

- ・ 計画策定直後に変更が生じないように、令和7年度以降に権利設定の予定がある農用地について、当該農用地の耕作予定者を目標地図に位置付けておきましょう。
- ・ 令和7年度以降に予定される農用地区域から除外する農用地及び転用農地については、あらかじめ目標地図から外しておきましょう。
- ・ 令和7年度以降に地域計画を変更する場合に、地域協議の省略が可能な内容を地域内で取り決めておくことで、地域協議を実施しなくとも、市町が変更手続きを進めることができます。この場合、地域で合意を得た取り決めについては、議事録等に残しておく必要があります。

(地域協議省略例) ※ 関係機関の意見聴取、公告・縦覧は省略できません。

- * 目標地図上の「今後検討農地」の転用
- * 目標地図上の幹線道路沿いの農地の転用
- * 目標地図上の分家住宅建設のための農地の転用

(2) 協議結果のとりまとめ・公表

- 市町は、地域協議の結果についてとりまとめを行い、ホームページで公表します。協議結果の公表において、目標地図を添付する場合は、個人が識別されないよう留意してください。なお、目標地図の添付は必須ではありません。
- 地域協議の結果は、最終協議を踏まえた地域計画（案）の修正と整合性のある内容であることをよく確認しましょう。

【とりまとめ様式】

- ・ 参考様式第5－1号

(地図の添付例)

- * 地域計画のエリアを示す地図
- * 協議で合意の得られた目標地図

(3) 地域計画案の作成

- 市町は、協議結果のとりまとめと平行し、最終協議での意見等を踏まえ、地域計画の案を修正します。
- 農業委員会は、必要に応じ市町と連携し、目標地図を修正してください。
- 今後の地域計画の実行の取り組み等も考慮し、内容をよく確認しましょう。

【地域計画様式】

- ・参考様式第5－2号

(4) 関係機関への地域計画案の意見聴取

- 市町は、関係者を参集して検討会を開催し、地域計画（案）について情報共有するとともに、協議結果を踏まえた内容となっているか等について、関係者から意見を聴取します。
- 参集による検討が難しい場合は、書面等による意見聴取を検討してください。
- 市町は、検討会で出された意見等を地域計画に反映してください。

【意見聴取者・機関】

- ・地域集落の農業者等、農業委員会、農地中間管理機構、JA、土地改良区その他必要な機関

【内容】

- ・計画内容を理解していただくとともに、地域での協議の状況や担い手の意向が反映された計画であるか等を確認します。

(5) 地域計画（案）の公告・縦覧

- 市町は、関係者の意見等を反映した地域計画（案）を作成し、ホームページを利用して公告、縦覧します。縦覧期間は2週間です。
- 意見書が提出された場合は、意見に対する回答、対応を検討します。

【公告の留意点】

- ・ホームページでの公表にあたっては、「農業を担う者」の氏名等特定の個人が認識される情報を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。
- ・個人名を公表する場合には、本人の同意を得るなど、個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

【縦覧】

- ・縦覧場所、縦覧期間及び意見書の提出方法を指定します。必要に応じて意見書の様式を作成します。
- ・縦覧場所に指定した市町窓口等には、利害関係人が閲覧できるよう、個人名の記載のある地域計画（案）を備え置きましょう。

（縦覧の例）

- * 縦覧場所：市町地域計画所管課窓口
- * 意見書の提出先：市町地域計画所管課
- * 提出方法：持参、郵送、ファックス、電子メール
- * 意見書の必須事項：提出年月日、提出者の住所、氏名

（6）地域計画の策定・公表

- 市町は、縦覧における意見等を勘案し、地域計画を策定します。
- また、市町の広報紙やホームページへの掲載を通じて、地域計画を公表します。地域計画策定推進緊急対策事業の活用市町においては、必ずホームページで公表してください。
- 基盤法上の経過措置期間である、令和7年3月31日に確実に地域計画を策定、公表できるよう計画的に準備を進めましょう。

【策定日の留意点】

- ・地域計画策定後は基盤法に基づく農用地利用集積計画による農地の権利設定ができなくなるため、農用地利用集積計画の令和7年3月分の公告後に地域計画の策定日を設定しましょう。

【公表の留意点】

- ・ホームページでの公表においては、「農業を担う者」の氏名等特定の個人が認識される情報を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。
- ・個人名を公表する場合には、本人の同意を得るなど、個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
- ・市町窓口には、個人名の記載のある地域計画を備え置き、利害関係人の閲覧ができるようにしておきましょう。

【関係機関への計画書の送付】

- ・市町は、公表した地域計画の写しを県、農業委員会及び農地中間管理機構等へ電子データ等で送付してください。

（7）地域計画策定後の変更

- 地域計画に変更が生じる場合には、軽微な変更を除き、地域協議、関係機関への意見聴取、変更計画（案）の公告・縦覧を行い、変更後の地域計画を策定・公告します。
- また、定期的に、地域の状況に併せて農業を担う者や目標地図等を見直し、地域計画を修正しましょう。

- なお、地域計画は農業経営基盤強化促進基本構想の作成に併せて、おおむね5年ごとに見直します。

【地域協議や関係機関への意見聴取、公告・縦覧を要する変更】

- ・ 情勢の変化等により地域計画の記載を変更する場合
- ・ 受け手がいない農用地で新たに受け手が見つかった場合や、受け手に変更が生じた場合など、目標地図に変更が生じる場合
- ・ 公共用地や農業の振興を図るために必要な施設等の用に供するため、農地を転用する場合等
- ・ 地域協議の省略が可能な内容を地域内で取り決めておくことで、地域協議を実施しなくとも、市町が変更手続きを進めることができます。この場合、地域で合意を得た取り決めについて、議事録等に残しておく必要があります。
(地域協議省略例)

※ 関係機関の意見聴取、公告・縦覧は省略できません。

- * 目標地図上の「今後検討農地」の転用
- * 目標地図上の幹線道路沿いの農地の転用
- * 目標地図上の分家住宅建設のための農地の転用

【地域協議や関係機関への意見聴取、公告・縦覧が不要な変更】

- ・ 区域の名称の変更又は地番の変更
- ・ 農用地等を利用する農業を担う者が、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする法人となったことに伴う目標地図の変更
- ・ 農業を担う者の相続に伴う目標地図の変更
- ・ その他、地域計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

【定期的な見直しによる変更】

- ・ 少なくとも年に1回は、地域協議を実施し、農業を担う者への新規就農者等の追加や目標地図の見直し等を行いましょ。う。
- ・ 市町の判断で、地域計画変更前に農用地利用集積等促進計画を作成した場合、目標地図の事後修正等に漏れが生じないように注意してください。

【目標年度の変更】

- ・ 農業経営基盤強化促進基本構想の作成と併せて、地域計画の変更を行います。地域計画の目標年度を基本構想の目標年度に更新し、地域協議により、10年後の将来の在り方や目標地図の見直しを行いましょ。う。

令和6年度地域計画策定に向けた市町基本スケジュール

	4～9月	10～12月			1月			2月			3月			4月～
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
市町推進チーム ・ 随時打合せ ・ 工程表進捗管理														
地域協議	<p>・ 地域協議 → 最終協議</p> <p>・ 協議結果とりまとめ ・ 協議結果の公表</p> <p>※ 地域協議終了地区から順次、結果のとりまとめ、公表を行う。</p>													
地域計画(市町)	<p>・ 地域計画(案)作成 → (修正)</p> <p>関係機関への意見聴取</p> <p>計画案の修正・公告準備 →</p> <p>地域計画(案)の公告</p> <p>縦覧開始 → 縦覧期間(2週間) →</p> <p>縦覧意見への対応等最終調整 策定・公告準備 (約1か月)</p> <p>地域計画の策定・公告</p> <p>地域計画の写し送付</p>													
目標地図素案(農業委員会)	<p>・ 素案作成 → 素案提出(修正) → (修正) → (最終調整)</p> <p>※ 必要に応じて、農業委員会総会にて審議</p>													

※ 法定上の手続き

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

〇〇〇市町村長

市町村名 (市町村コード)	〇〇市 (12345)
地域名 (地域内農業集落名)	〇〇地区 (A集落、B集落、C集落……)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日 (第〇〇回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢〇歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物として飼料作物の栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:〇〇人(うち50歳代以下〇人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)〇経営体、従業員等〇人
主な作物:水稲、大豆、トマト

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である〇〇について有機農業の取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。併せて新たな作物として飼料作物の団地化を進める。
また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	〇〇 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	〇〇 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を〇年度までに実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため〇〇作業は〇〇事業体へ委託するとともに、それ以外の〇〇・〇〇・〇〇の作業並びに担い手が引き受けるまでの作業は、〇〇事業体に委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②地域特産物の〇〇を対象に有機農業への切り替えを段階的に進めるため、〇〇地区において管理協定の締結を進める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。
- ⑨A集落で生産された飼料作物は、地域内の畜産農家に供給しつつ、家畜排せつ由来堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。

地域計画

策定年月日	令和〇年〇月〇日
更新年月日	令和〇年〇月〇日 (第〇回)
目標年度	令和〇〇年度 ※基本構想の目標年度とあわせる
市町村名 (市町村コード)	〇〇市
地域名 (地域内農業集落名)	〇〇地区 (A集落、B集落、.....)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	〇〇 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	〇〇 ha
② 田の面積	〇〇 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	〇〇 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	〇〇 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	〇〇 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	〇〇 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	〇〇 ha
(備考)遊休農地面積〇〇ha(うち1号遊休農地〇〇ha、2号遊休農地〇〇ha) ⑤は、〇〇市内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> 今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者不在の農業者の農地面積が、A集落では〇ha、C集落では〇haと多く、新たな農地の受け手の確保が必要。 担い手が利用する農地面積の団地数は平均〇個所、〇aであり、集約化が必要。 地域の活性化を図るため新たな作物として飼料作物(青刈りとうもろこし)の導入や有機農業への取組が課題。
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> 〇〇を主要作物としつつ、地域の特産物である〇〇を段階的に有機農業に切り替え、団地化を形成する。併せて飼料作物(青刈りとうもろこし)の生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。 A集落は認定農業者a、b、cに、B集落はd法人に、C集落は集落営農法人eに集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、〇〇法人、集落営農法人)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	〇〇 %	将来の目標とする集積率	〇〇 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、〇個所、平均〇a(令和〇年度時点)団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和〇〇年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組
A集落において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を〇〇までに計画する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる防除作業は、〇〇(株)への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ②〇〇地区において、管理協定を早急に締結し、地域の特産物である〇〇を段階的に有機農業に切り替えていく。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。
- ⑨A集落で生産された飼料作物(青刈りとうもろこし)は、〇株式会社(TMRセンター)で調整の上、〇法人(酪農)などの畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥は、有機農業に取り組む生産者などに供給する。(②⑧関連)

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 ○ 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	〇〇〇〇	水稻、麦	10 ha	- ha	水稻、麦、 飼料作物 (青刈りとうもろこし)	13 ha	- ha	A	E
認農	□□□□	水稻、果樹	5 ha	- ha	水稻、果樹	8 ha	- ha	B	A・D
到達	▲▲▲▲	野菜	5 ha	- ha	野菜	7 ha	- ha	C	D
認農	(株)〇〇	水稻、野菜	30 ha	- ha	水稻、野菜	50 ha	10 ha	D	-
集	●●営農組合	水稻、大豆	40 ha	10 ha	水稻、麦	40 ha	20 ha	E	-
利用者	☆☆☆☆	野菜	0.5 ha	- ha	野菜	1 ha	- ha	F	D
サ	△△(株)	耕起、播種、収穫	- ha	- ha	耕起、播種、収穫	- ha	10 ha	G	-
農協	◇◇農業協同組合	耕起、田植、収穫	- ha	- ha	耕起、田植、収穫	- ha	20 ha	H	-
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	8経営体		90.5 ha	10 ha		119 ha	60 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	(株)〇〇	肥料・農薬散布	野菜、果樹
2	□□組合	収穫	飼料作物
3	(株)◇◇◇◇◇	播種	飼料作物
4	☆☆☆☆(株)	詰込・ラッピング	飼料作物
5	△△農業協同組合	田植え・播種	水稻
6	▲▲協議会	花粉交配等	蜜源作物
7	●●センター	草刈り作業	水稻等
8	◇◇(株)	堆肥散布、播種、収穫	飼料作物(青刈りとうもろこし)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	50	うち計画同意者数(人・%)	45 (90%)
-------------	----	---------------	----------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。